

# 団体事務局事務の見直しに関する基本方針の概要について

## <方針の策定趣旨>

本市が事務局事務を担っている各種団体（以下「団体」という。）は、市の事業を補完することを目的に設置された団体、行政課題等に効果的に対応することを目的に設置された団体、あるいは広域的な陳情活動や関係機関との連絡調整を行うことを目的に設置された団体など、それぞれ設置目的は異なるものの、これまで様々な分野で市と連携し、各種施策等の推進に貢献してきました。

これらの団体の多くは市主導で設置されてきたことから、団体活動の企画立案を始め、予算・収支管理や総会等の運営等の事務をこれまで市職員が行ってまいりましたが、社会経済情勢が大きく変化する中で、本市の各種施策等をより効果的・効率的かつ積極的に推進していくためには、団体が持つノウハウ・ネットワーク等をいかした自主・自立的な活動をより一層促進する必要があります。

また、市としても、依然として厳しい行財政環境が続く中で、限られた経営資源を有効に活用し、市民や地域などの様々なニーズや行政課題等に速やかに対応するとともに、更なる公共サービスの充実を図るためには、これまでの団体の事務局事務の在り方を見直す必要があります。

このことから、市では、今後の事務局事務の在り方を検討するに当たっての基本的事項を定めた「**団体事務局事務の見直しに関する基本方針**」を策定することとしました。

## 4 取組期間 <基本方針P6参照>

「青森市行財政改革プラン2011」の計画期間（平成27年度まで）と整合を図ります。

取組内容	H25年度	H26年度		H27年度	
	下期	上期	下期	上期	下期
事務局事務の在り方の検討		←→			
検討内容を踏まえた各団体との調整		←→			
事務局事務の移管など		←		→	

合意が得られた団体から順次実施

## 5 事務局移管に当たっての諸課題への対応について <基本方針P7参照>

取組期間内における円滑な事務局の移管に集中的かつ積極的に取り組むため、市民理解が得られる合理的な範囲内での行政支援に努めていくこととします。

### (1) 人的支援策【『①事務局の移管』又は『②事務局の段階的な移管』の場合】

新たな事務局体制の整備・充実に必要な引継ぎ期間を十分確保するとともに、体制が整った事務から順次移管する場合は、平成27年度末までの時限措置として、引き続き市職員による一定の人的支援策（団体の事務局事務への従事）を実施します。

### (2) 財政的支援策【『②事務局の段階的な移管』の場合】

団体の自主・自立化や発展が望まれると判断し、事務局の段階的な移管を行う場合に限り、それぞれの団体の規模や活動内容、市と団体の役割分担、構成団体間の経費分担の状況などを総合的に勘案した上で、平成26年度から平成27年度（2年間）における時限措置として新たに事務局従事者を雇用しなければならない場合の経費の一部について財政的支援策を検討します。

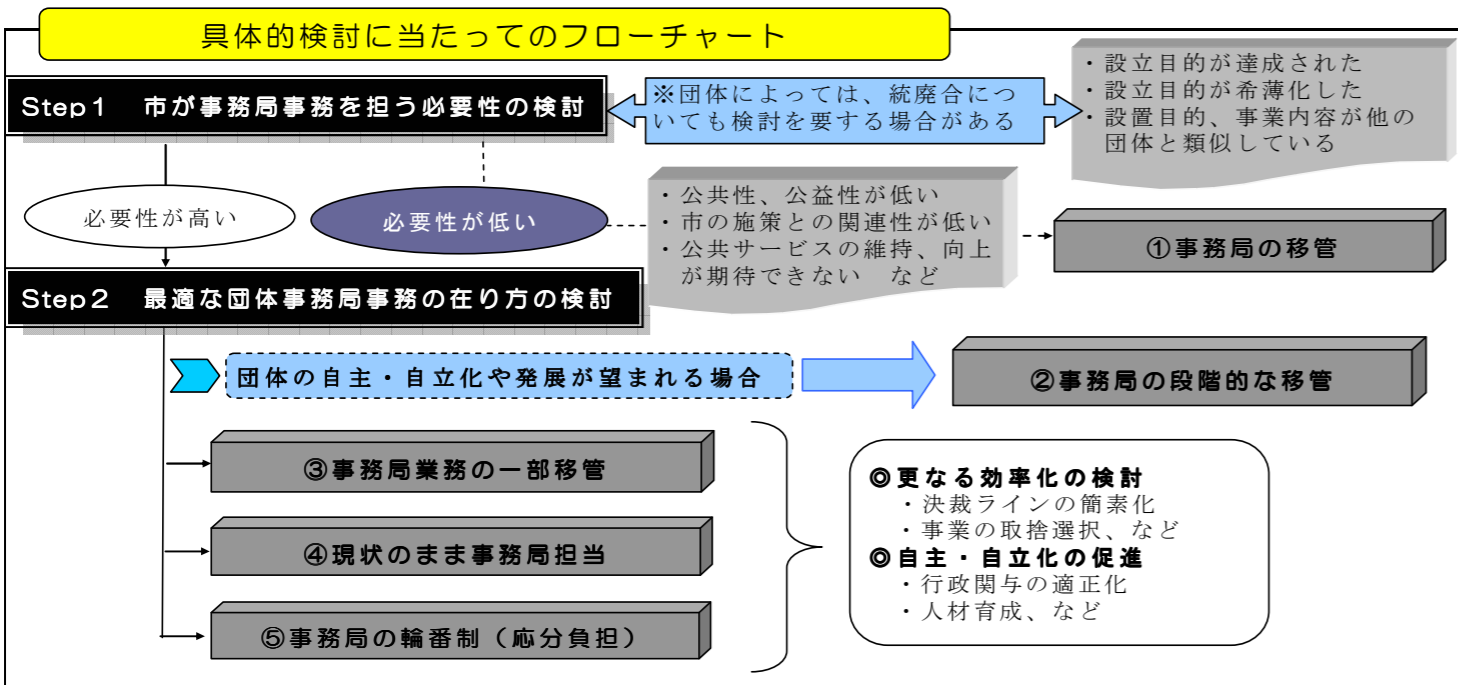
## 1 目的 <基本方針P1参照>

団体の自主・自立的な活動の促進 と 効果的・効率的な行政経営の確立

## 2 見直し対象団体 <基本方針P2、P10～P12参照>

市が事務局事務（全部又は一部）を担っている団体のうち、条例等で設置することが義務付けられている団体、単発事業のために設立した団体、既に輪番制を導入している団体等を除く**95団体**。

## 3 具体的な検討の手順 <基本方針P3～P6参照>



## 6 今後の団体の事務局事務に当たって <基本方針P8参照>

団体の事務局事務の見直しについては、今回の取組期間で終了するだけでなく、特に現状のまま市が事務局事務を担うと判断した団体や、見直しの対象となっていない団体などにおいても、今後の社会経済情勢の変化を鑑みながら、現状の事務局事務を不断に見直し、団体に対する適切な行政関与に努めていくこととします。

また、今後新たに団体を設立しようとする場合においても、記述の考え方を十分に踏まえ、慎重に判断することとします。